きたひろしま
男女共同参画プラン
第３次

（2026 年度改定版）

2021 年度 ～ 2030 年度

【概要版】

北　広　島　市

プラン策定にあたって

北広島市では、これまで「きたひろしま男女平等参画プラン（H14～H22）」、「第２次きたひろしま男女共同参画プラン（H23～R02）」を策定し、男女が互いに尊重し、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきました。

第２次プランでは、計画した事業は概ね実施することができ、設定した目標値については、目標達成には至りませんでしたが、プラン策定時から数値の改善が見られました。

第２次プラン策定から 10 年が経過するなか、国の法整備が進み、国際社会においても「ジェンダー平等」に向けた取組が加速しています。今後におきましても、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めていくため、これまでの取組を基盤としつつ、現在の社会情勢等を踏まえて、第３次きたひろしま男女共同参画プランを策定します。

男女共同参画社会とは
「男女共同参画社会基本法第 2 条」では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会と定義づけしています

プランの基本的な考え方

1 目的

このプランは、男女が互いに自立した人間として尊重され、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、北広島市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

2 位置付け

（1）「男女共同参画社会基本法」に基づく**市町村男女共同参画計画**
（2）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画（**女性活躍推進計画**）を包含
（3）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画（**DV 防止基本計画**）を包含
（4）「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第８条第３項に基づく市町村基本計画（**困難女性支援計画**）を包含（令和８年４月から）
（5）市の総合計画を推進していくための個別計画
（6）第２次きたひろしま男女共同参画プラン（H23～R02）を引き継ぐ計画

3 計画期間

令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）の 10 年間とします。なお、社会の変化等に応じて必要な見直しを検討していきます（令和８年４月改定）。

4 プランの体系

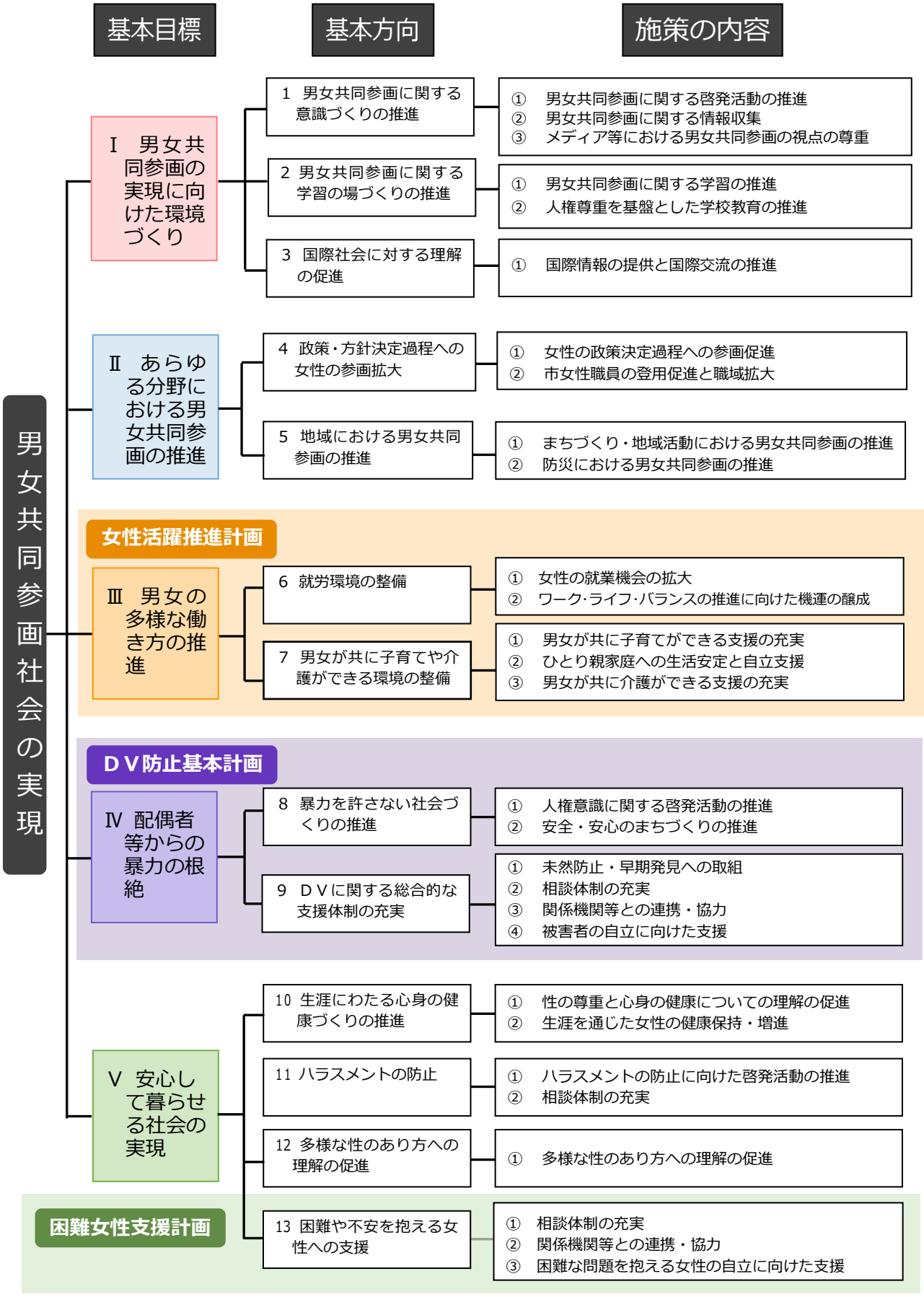
基本目標
基本方向
施策の内容
男女共同参画社会の実現
Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた環境づくり
1 男女共同参画に関する意識づくりの推進
① 男女共同参画に関する啓発活動の推進
② 男女共同参画に関する情報収集
③ メディア等における男女共同参画の視点の尊重
2 男女共同参画に関する学習の場づくりの推進
① 男女共同参画に関する学習の推進
② 人権尊重を基盤とした学校教育の推進
3 国際社会に対する理解の促進
① 国際情報の提供と国際交流の推進
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進
4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
① 女性の政策決定過程への参画促進
② 市女性職員の登用促進と職域拡大
5 地域における男女共同参画の推進
① まちづくり・地域活動における男女共同参画の推進
② 防災における男女共同参画の推進
女性活躍推進計画
Ⅲ 男女の多様な働き方の推進
6 就労環境の整備
① 女性の就業機会の拡大
② ワーク･ライフ･バランスの推進に向けた機運の醸成
7 男女が共に子育てや介護ができる環境の整備
① 男女が共に子育てができる支援の充実
② ひとり親家庭への生活安定と自立支援
③ 男女が共に介護ができる支援の充実
ＤＶ防止基本計画
Ⅳ 配偶者等からの暴力の根絶
8 暴力を許さない社会づくりの推進
① 人権意識に関する啓発活動の推進
② 安全・安心のまちづくりの推進
9 ＤＶに関する総合的な支援体制の充実
① 未然防止・早期発見への取組
② 相談体制の充実
③ 関係機関等との連携・協力
④ 被害者の自立に向けた支援
Ⅴ 安心して暮らせる社会の実現
10 生涯にわたる心身の健康づくりの推進
① 性の尊重と心身の健康についての理解の促進
② 生涯を通じた女性の健康保持・増進
11 ハラスメントの防止
① ハラスメントの防止に向けた啓発活動の推進
② 相談体制の充実
12 多様な性のあり方への理解の促進
① 多様な性のあり方への理解の促進
困難女性支援計画
13 困難や不安を抱える女性への支援
① 相談体制の充実
② 関係機関等との連携・協力
③ 困難な問題を抱える女性の自立に向けた支援

基本目標Ⅰ　男女共同参画の実現に向けた環境づくり

男女共同参画社会を実現していくためには、市民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、※固定的な性別役割分担意識を取り除き、全ての人が性別にかかわりなく、個々の人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮して生きていくことが大切であり、学校教育や生涯教育など様々な場面における学習の場づくりや啓発活動に引き続き取り組んでいく必要があります。

※ **固定的な性別役割分担意識**とは、「男は仕事、女は家庭」といった、性別を理由として、役割を固定的に分けることを言います。

●「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか（市民意識調査）

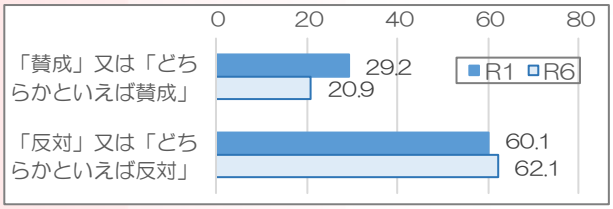

●男女の平等感について「平等」と回答した人の割合（市民意識調査）

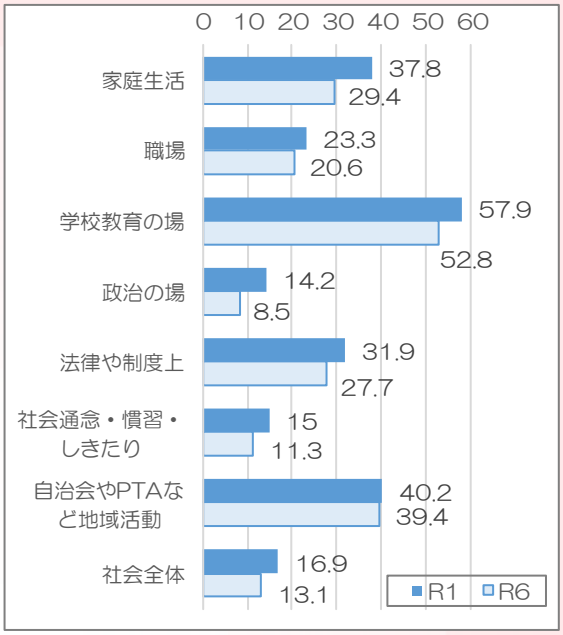

【数値目標】

番号	項　目	策定時数値	中間年数値	目標値
1	「男女共同参画社会基本法」の認知度	45.8%(R1)	75.9%(R6)	80.0%
2	男女共同参画情報紙「えみんぐ」の認知度	5.1%(R1)	26.6%(R6)	50.0%
3	「男は仕事、女は家庭」という考え方について「反対」又は「どちらかといえば反対」と考える人の割合	60.1%(R1)	62.1%(R6)	70.0%

【施策の内容】

基本方向１　男女共同参画に関する意識づくりの推進

① 男女共同参画に関する啓発活動の推進
② 男女共同参画に関する情報収集
③ メディア等における男女共同参画の視点の尊重

基本方向２　男女共同参画に関する学習の場づくりの推進

① 男女共同参画に関する学習の推進
② 人権尊重を基盤とした学校教育の推進

基本方向３　国際社会に対する理解の促進

① 国際情報の提供と国際交流の推進

基本目標Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現していくためには、男女が社会の対等な構成員として、政策や方針決定過程の場をはじめ社会のあらゆる分野においてその個性や能力を十分発揮することが必要であることから、市の各種審議会等委員への女性登用率の向上や地域活動における女性参画の推進などに引き続き取り組んでいく必要があります。

●政治・行政に対する女性の意見反映について（市民意識調査）

項　目	R1	R6
「十分反映されている」又は「ある程度反映されている」	40.2%	42.5%
「ほとんど反映されていない」又は「あまり反映されていない」	49.3%	46.8%

●市の各種審議会等委員への女性登用率

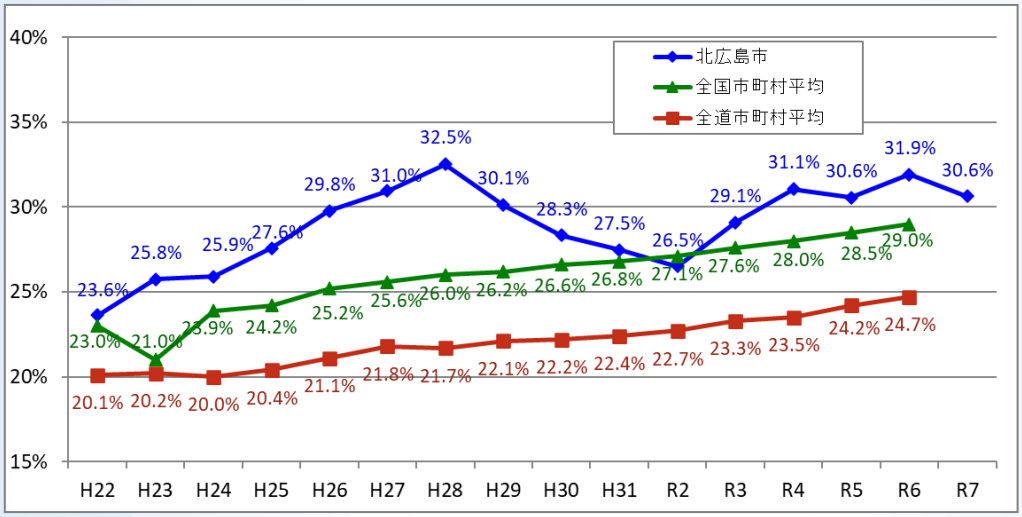

【数値目標】

番号	項　目	策定時数値	中間年数値	目標値
1	政治・行政に対する女性の意見反映について「十分反映されている」、「ある程度反映されている」と考える人の割合	40.2%(R1)	42.5%(R6)	60.0%
2	市の審議会等の女性の登用率	26.5%(R2)	30.6%(R7)	50.0%
3	「性別に関係なく社会参加できる環境の充実」の満足度	63.9%(H30)	63.5%(R6)	70.0%

【施策の内容】

基本方向４　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

① 女性の政策決定過程への参画促進
② 市女性職員の登用促進と職域拡大

基本方向５　地域における男女共同参画の推進

① まちづくり・地域活動における男女共同参画の推進
② 防災における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ　男女の多様な働き方の推進

女性活躍推進計画

女性の就業に関する法整備が進められており、本市の労働力人口における女性の割合も増加傾向にありますが、結婚・出産期にあたる年代に労働力率の低下が見られ、意識調査においても、女性の就業について「結婚や出産にかかわりなく働き続ける方がよい」と回答した割合は半数以下となっています。

女性の就業機会の拡大に向けた支援、ワーク･ライフ･バランスの実現に向けた機運の醸成、男女が共に子育てや介護ができる環境の整備などに引き続き取り組んでいく必要があります。

●北広島市の女性の労働力率（R2 国勢調査）

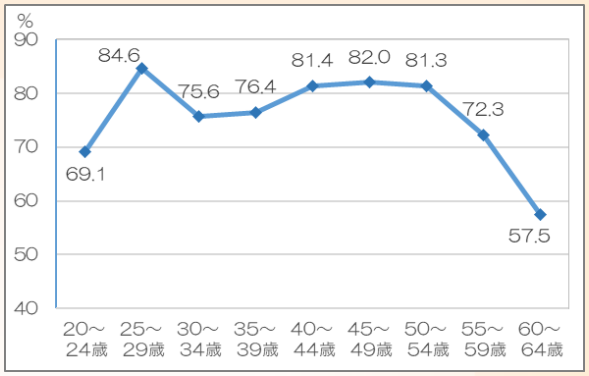

●女性が職業を持つことについてどう思うか（市民意識調査）

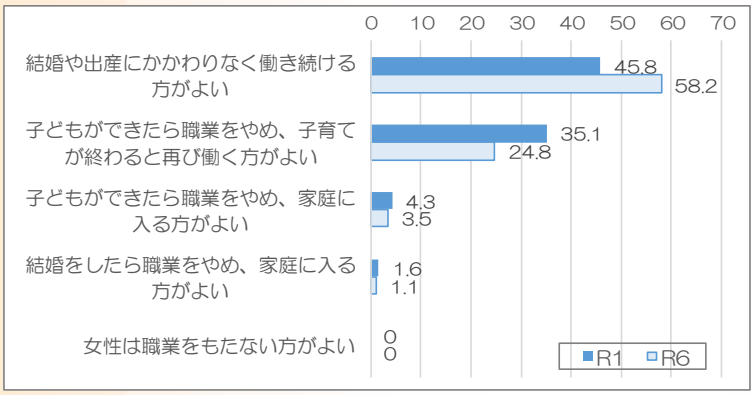

●ワーク・ライフ・バランスが実現しているか（R6 市民意識調査）

項　目	割合
実現している	2.1%
どちらかといえば実現している	18.4%
どちらかといえば実現していない	33.0%
実現していない	29.4%
わからない・無回答	17.0%

【数値目標】

番号	項　目	策定時数値	中間年数値	目標値
1	女性が働きやすい社会について「働きやすい」、「おおむね働きやすい」と思う人の割合	35.1%(R1)	38.3%(R6)	50.0%
2	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	45.8%(R1)	75.9%(R6)	80.0%
3	ワーク・ライフ・バランスが「実現している」、「どちらかといえば実現している」と思う人の割合	12.6%(R1)	20.5%(R6)	50.0%

【施策の内容】

基本方向６　就労環境の整備

① 女性の就業機会の拡大
② ワーク･ライフ･バランスの推進に向けた機運の醸成

基本方向７　男女が共に子育てや介護ができる環境の整備

① 男女が共に子育てができる支援の充実
② ひとり親家庭への生活安定と自立支援
③ 男女が共に介護ができる支援の充実

基本目標Ⅳ　配偶者等からの暴力の根絶

DV 防止基本計画

暴力は、重大な人権侵害であり、男女問わず、いかなる場合にも決して許されるものではありません。ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ＝配偶者等からの暴力）については、個人的な問題として捉えられやすく、多くの問題が潜在化することが多いことから、「DV は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」という社会的認識の徹底を図り、暴力を容認しない環境づくりに取り組んでいくとともに、各相談窓口の周知徹底や関係機関等との連携・協力を強化していくことが必要となっています。

●次の行為が「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合（市民意識調査）

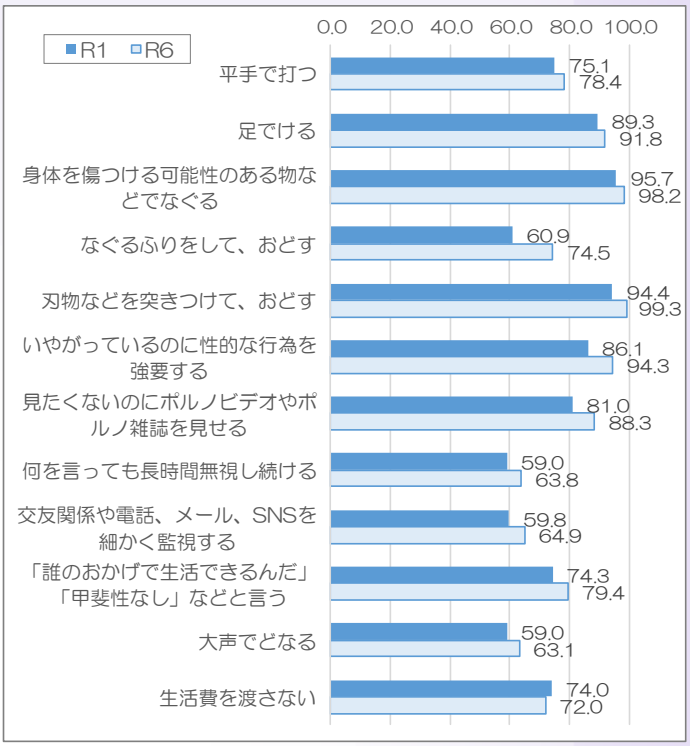

●DV 相談窓口の認知度（R6 市民意識調査）

相談先	割合
北広島市保健福祉部福祉総合相談室	34.4%
北海道立女性相談支援センター	26.6%
北海道警察相談センター	42.2%
女性の人権ホットライン	37.2%
石狩振興局保健環境部環境生活課道民生活係	6.7%
民間シェルター	24.5%
知っているものはない	29.4%

【数値目標】

番号	項　目	策定時数値	中間年数値	目標値
1	DV 相談窓口について「知っているものはない」と回答した人の割合	30.3%(R1)	29.4%(R6)	10.0%
2	「配偶者暴力防止法」の認知度	70.5%(R1)	62.4%(R6)	80.0%
3	「デート DV」という言葉の認知度	35.1%(R1)	70.6%(R6)	80.0%

【施策の内容】

基本方向８　暴力を許さない社会づくりの推進

① 人権意識に関する啓発活動の推進
② 安全・安心のまちづくりの推進

基本方向９　ＤＶに関する総合的な支援体制の充実

① 未然防止・早期発見への取組
② 相談体制の充実
③ 関係機関等との連携・協力
④ 被害者の自立に向けた支援

基本目標Ⅴ　安心して暮らせる社会の実現

困難女性支援計画

男女が思いやりを持って健やかで心豊かに生きていくことは、男女共同参画社会を形成していく上での前提であり、特に女性は、各ライフステージに、女性特有の様々な健康上の課題を抱えることもあります。男女が共に人権尊重の視点に立ち、※「性と生殖に関する健康と権利」への配慮がされるように意識啓発に取り組んでいくことが重要です。

ハラスメントの防止については、事業主によるハラスメント対策の義務化などの法整備が進められていますが、今後も引き続き、意識の啓発や相談窓口の周知などに取り組んでいく必要があります。

誰もが生きがいと誇りをもつことができる社会の実現に向けて、多様な性のあり方に関する市民理解の促進を図ります。

また、生活困窮、性暴力、家庭の状況など女性をめぐる課題が多様化・複合化している中、包括的な支援が必要となっています。

●セクシャルハラスメントについて「自分自身が受けたことがある」、「身近な人が受けているのを見たり聞いたりしたことがある」と回答した人の割合（R6：５年以内、市民意識調査）

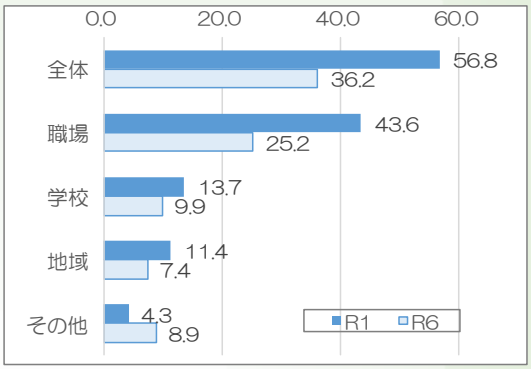

※ **性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）**とは、1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。

【数値目標】

番号	項　目	策定時数値	中間年数値	目標値
1	セクシャルハラスメントについて「自分自身が受けたことがある」、「身近な人が受けているのを見たり聞いたりしたことがある」と回答した人の割合	56.8%(R1)	36.2%(R6)	30.0%

※中間年数値及び目標値は、直近５年以内に限定して聞いています。

【施策の内容】

基本方向 10　生涯にわたる心身の健康づくりの推進

① 性の尊重と心身の健康についての理解の促進
② 生涯を通じた女性の健康保持・増進

基本方向 11　ハラスメントの防止

① ハラスメントの防止に向けた啓発活動の推進
② 相談体制の充実

基本方向 12　多様な性のあり方への理解の促進

① 多様な性のあり方への理解の促進

基本方向 13　困難や不安を抱える女性への支援

① 相談体制の充実
② 関係機関等との連携・協力
③ 困難な問題を抱える女性の自立に向けた支援

プランの推進に向けて

1 プランの着実な推進

市における男女共同参画の推進に向けては、市総合計画や各種個別計画との整合性を図りながら、取組を進めていく必要があります。

プランの計画期間は、10 年間となっており、市民意識調査の実施などにより市民意識の把握に努め、社会の変化等に応じた必要な見直しを検討していくこととしています。

また、プランにおける各施策を着実に進めていくため、具体的な事業内容を掲載した事業計画を 5 年ごとに策定し、各施策及び事業の進捗状況については、北広島市男女共同参画推進委員会による評価を行うとともに、評価内容について市民へ公表しています。

2 庁内推進体制の充実

男女共同参画を総合的に推進するため、各施策及び事業を実施する関連部署との連携を深め、庁内組織である北広島市男女共同参画推進会議の活用など、全庁的な推進体制により取組を進めていきます。

また、市職員を対象にした研修の実施など意識啓発を行うとともに、男女共同参画に関する情報提供の充実を図っています。

3 関係機関との連携・協力

国や北海道の動きと連携して効果的に施策を進めるとともに、市民や企業、関係機関・団体との連携・協力を図ります。

また、国、北海道などが主催する会議や研修へ参加するなど、各関係機関からの情報収集に努めます。

ご存じですか？ **きたひろしま男女共同参画情報紙「えみんぐ」**

市民公募で選ばれた男女共同参画広報委員が企画・編集をしています。
男女共同参画に関する様々なテーマについて、わかりやすくお伝えしています。

これまで発行した情報紙は市のホームページでご覧になれます。
市役所ご案内＞男女共同参画＞広報・資料コーナー＞男女共同参画情報紙「えみんぐ」

えみんぐ：笑顔とハミングを組み合わせたことば
「笑顔でさわやかなメロディのように男女の共同参画を目指して」

きたひろしま男女共同参画プランのイメージデザイン
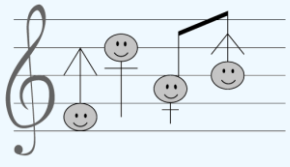
男女のそれぞれの音（個性）が社会の中で美しいメロディとなり、ハーモニーを奏でていきます。
（平成 18 年度市民募集にて決定）